

大分市普通河川・法定外水路の事務取扱要領

平成 25 年 4 月 1 日制定
令和 3 年 4 月 1 日改正

1. 趣旨

大分市普通河川取締条例第4条から第9条の規定及び大分市普通河川取締条例施行規則第3条、大分市道路及び河川等の法定外公共物（以下、法定外水路という。）の管理に関する条例第4条の規定に基づく事務取扱は、この要領に定めるところによる。

2. 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 普通河川

河川法の適用又は準用を受けない河川で、市長が普通河川の認定を行って管理する河川及び排水路をいう。

(2) 法定外水路

里道・水路といった字図上の無地番地（付替え等により地番が付されている場合もある。）の長狭物のうち、道路法、河川法、下水道法等の諸法令が適用又は準用されない水路をいう。

(3) 財産管理者

土木管理課とする。ただし、普通河川用地として買収又は寄付を受けたものについては、河川・みなと振興課とする。

(4) 機能管理者

普通河川の機能管理者は河川・みなと振興課とする。法定外水路の機能管理者は河川・みなと振興課、土木管理課、生産振興課とする。

(5) 公益性のある申請者

国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。）とする。

(6) 同意の必要な利害関係者

申請地の所有者と使用者が異なる場合は、所有者の同意を求めるものとする。また、普通河川、法定外水路の流水に水利権を有する場合は、農業水利組合又は地元自治会など関係する団体代表者の同意を求めるものとする。

(7) 兼用道路

河川堤防上を通行する国道、県道、市道、準市道、農道とする。

3. 管理区分

- (1) 敷地管理は財産管理者が行い、境界については立会い等により確認し、境界確認書などの必要書類により決定する。
- (2) 機能管理及び機能を維持するために必要な敷地の管理は機能管理者が行う。また、現地形態により機能管理者を「里道と並行にある水路の取扱いについて」に基づき区分する。
- (3) 兼用道路の内、道路法が適用される道路は道路管理者が行う。その他の道路は協議により道路管理者を決定する。
- (4) 河川及び水路と道路が交差する箇所において、やむを得ずボックスカルバート構造として使用する場合は、機能管理者の施設とする。なお、道路管理者の所有となる場合には、機能管理者と管理協定を結ぶものとする。

4. 占用許可基準

- (1) 許可できる工作物は、次のとおりとする。

ア 通路及び通路橋等で河川及び水路の機能に影響を及ぼさないものであること。

- イ 住宅や農地からの排水管で他に設置する場所がないものであること。
 - ウ かんがい用施設など公益性の高い工作物であること。
 - エ 竹木等の植栽は花などとし、河川施設や管理道等に影響を及ぼさないものであること。
また、撤去が容易なものであること。
 - オ 一時的使用と認められるもので形状変更を伴わないものであること。
- (2) 許可を受けようとする行為が他の行政庁の許可又は認可等を必要とする場合は、当該許可又は認可を受けること。
- (3) 許可を受けようとする者は、誓約書を提出するものとする。
- (4) 利害関係者が存在すると認められる場合は、当該利害関係者の同意を得ること。
- (5) 兼用道路の管理者は管理区域及び管理施設を明確にすること。また、管理区域内に新たな工作物の占用許可の必要が生じた場合は、道路法に準じた許可ができるものとする。
- (6) 工作物の設置や敷地の使用は、必ず占用許可申請書の提出を求め、必要な条件を付して許可するものとする。

5. 構造基準

占用工作物の構造基準は別紙1に示す基準書を利用し、それぞれの工作物に応じた構造計算を行うものとする。また、その内容が確認できる計算書を提出するものとする。

- (1) 暗渠とは、工作物が土中（舗装面等の下を含む。）に埋設された状態をいう。（水路蓋などが道路と同一の高さ以上の場合は除く。）また、流水の流下方向の上下流で工作物が開渠の場合は開渠とし、占用部分の構造形式だけでは判断しない。
- (2) 縦断占用とは流水の流下方向とし、横断占用とは流下方向と交差する場合とする。（交差角については、直角を原則とすること。）
- (3) 通路及び通路橋の敷地占用幅とは、流水の流下方向と交差する長さではなく、流水の流下方向の長さをいい、敷地境界立会いより求めた敷地全占用面積を敷地の流下方向と交差する長さである敷地断面長で割り戻したものとする。なお、敷地断面長が一定でない場合は、敷地の流下方向と交差する長さ又は敷地の流下方向の長さを平均するなどの検討を行い、敷地占用幅を決定するものとする。（別図1参照）
- (4) 通路及び通路橋が縦断方向に連続する場合には、10m以内に1箇所の水路管理施設を設けるものとする。（別図2参照）
- (5) 既設の通路橋に近接して新たに通路橋を設置する場合は、1m以上の離隔を設けること。
- (6) 住宅等から排水する先が、自然河川、自然水路の場合（土羽を含む。）は、法面及び河床部に洗堀防止の措置を講じるものとする。（別図3参照）
- (7) 排水管の口径は、水理計算により決定するものとする。

以上

別紙1

占用工作物の構造基準は、次のとおりとする。

解説・工作物設置許可基準（河川管理技術研究会編）

河川敷地占用許可準則ハンドブック（建設省河川局監修・河川利用研究会編）

道路占用関係通達集（国土交通省道路局監修・道路管理研究会編）

建設省河川砂防技術基準（案）同解説（建設省河川局監修・社団法人日本河川境界編）

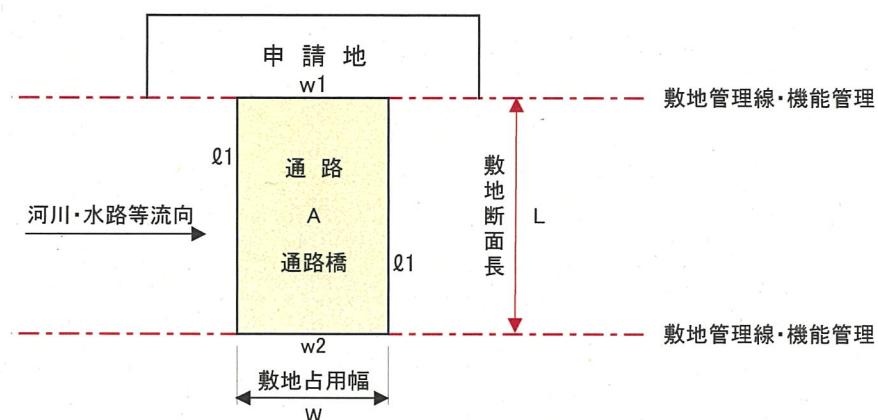
解説・河川管理施設等構造令（財団法人 国土開発技術研究センター編）

別図 1

通路・通路橋の敷地占用幅は、次のとおりとする。

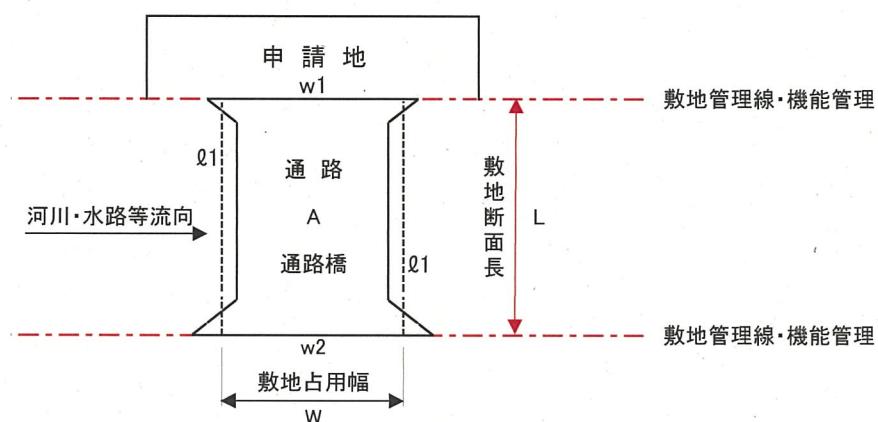
(1)

- ・敷地管理線幅と機能管理線幅が同一
- ・通路又は通路橋が敷地及び機能流下方向と直角交差
- ・通路又は通路橋の幅が定形



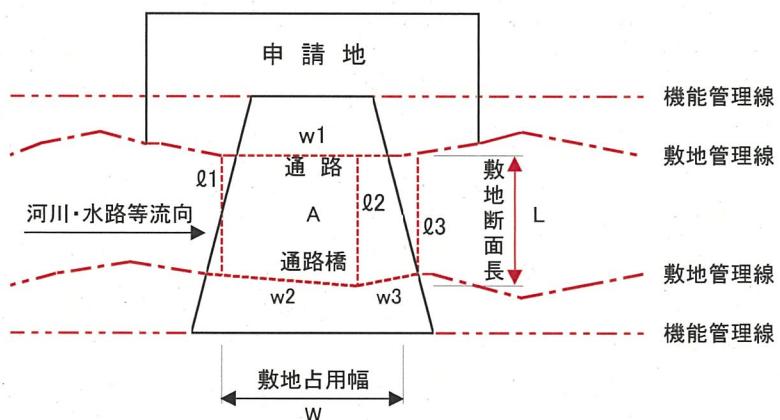
(2)

- ・敷地管理線幅と機能管理線幅が同一
- ・通路又は通路橋が敷地及び機能流下方向と直角交差
- ・通路又は通路橋の幅が不定形



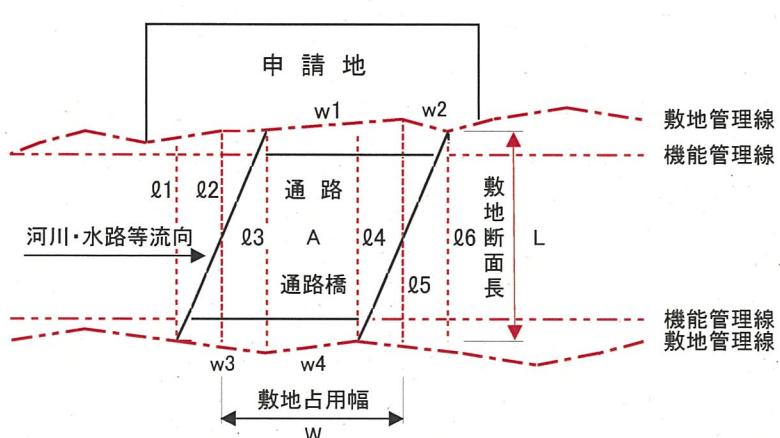
(3)

- ・敷地管理線幅と機能管理線幅が不同一
- ・通路又は通路橋が敷地流下方向と不直角交差、機能流下方向と直角交差
- ・通路又は通路橋の幅が不定形



(4)

- ・敷地管理線幅と機能管理線幅が不同一
- ・通路又は通路橋が敷地流下方向、機能流下方向ともに不直角交差
- ・通路又は通路橋の幅が不定形



(5)

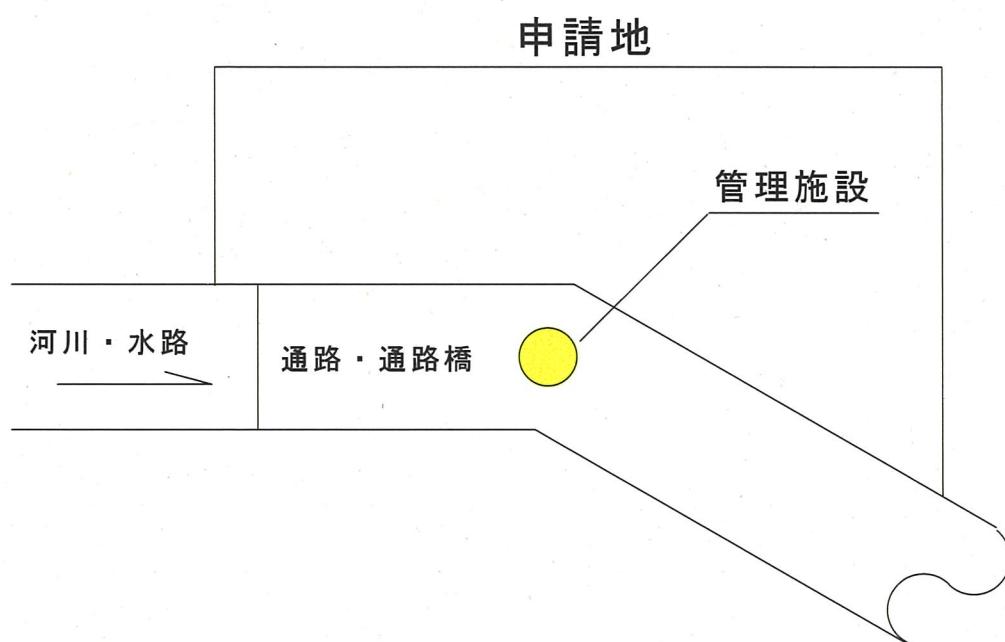
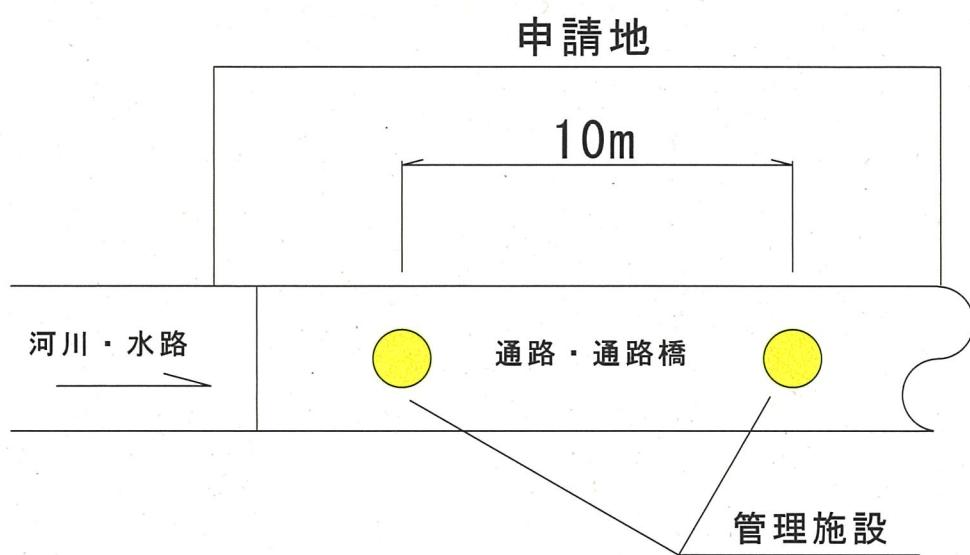
- ・その他、現地条件が異なる場合は別途検討すること。

※通路・通路橋には路肩及び地覆を含む。

※敷地占用幅(W)は、通路・通路橋の敷地全占用面積(A)を敷地断面長(L)で割り戻したものとする。 $(W=A \div L)$

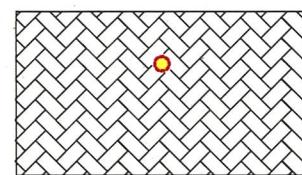
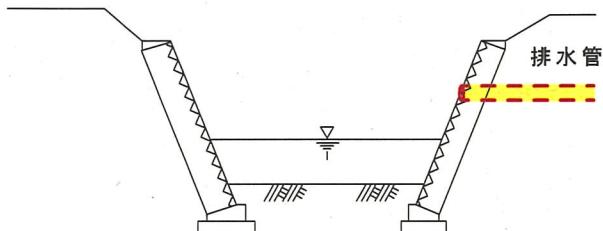
なお、敷地断面長(L)が一定でない場合は、敷地の流下方向の長さ(w1・w2・w3・w4...)又は敷地の流下方向と交差する長さ(q1・q2・q3・q4・q5・q6...)を平均するなどの検討を行い、敷地占用幅(W)を決定するものとする。

別図 2 通路・通路橋の縦断方向の管理施設は次のとおりとする。

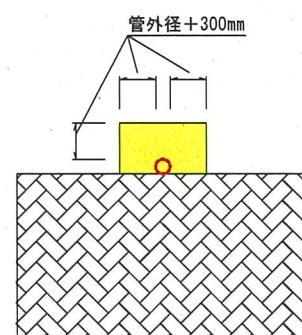
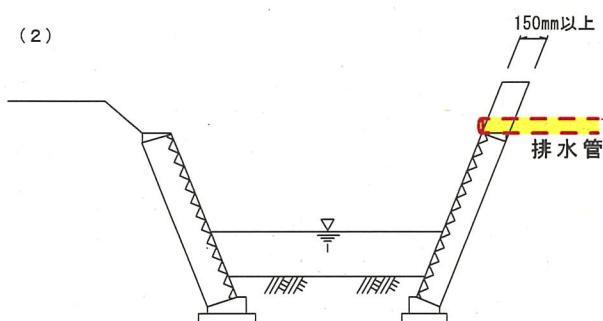


別図3 河川・水路に排水する場合は次のとおりとする。

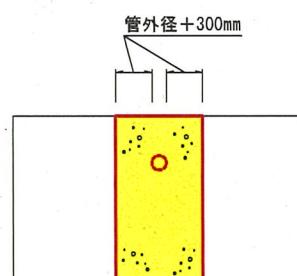
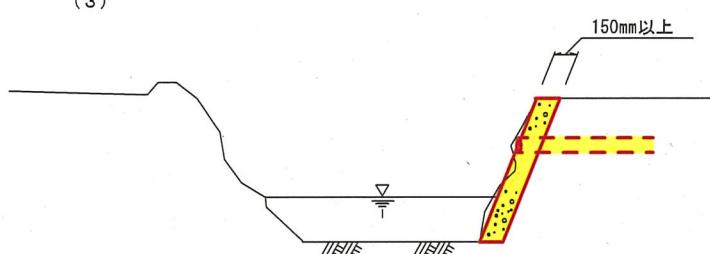
(1)



(2)



(3)



(4)

